

更新申請に必要な書類について

○：提出必要

—：省略可

※どのパターンに該当するかは
フローチャートを参照ください

1. 提出が必要な書類（全員対象）

書類の種類		パターン		
		A	B	C
(1)	特定医療費(指定難病)支給認定申請書 <様式第1号> *同封 *郵送の更新案内に同封されています。(紛失された場合はHPから様式をダウンロードし記入することもできますが、全ての欄の記入が必要です) ・【記入例】を参考に、記入ください。 ・印字内容に変更や追加等があれば、その箇所に二重線を引いて、正しい事項を記入してください。 ・申請の署名欄（富山県知事あて）に署名してください。 （臨床調査個人票の研究等への利用について同意いただける場合は、厚生労働大臣あての署名欄にも署名してください（任意））	○	○	○
(2)	臨床調査個人票 *本案内には同封しておりません。 ・「別紙1」更新手続き連絡票（黄色用紙）を医療機関に提出し、作成を依頼してください。 ・複数の疾病で認定されている方は、疾病ごとに必要です。 ・難病指定医の記載年月日から3か月以内のもの。	○	○	○
(3)	「特定医療費(指定難病)受給者証」(現在お持ちのもの)のコピー ・窓口へ持参して申請する場合は、受給者証の原本もご持参ください（変更について記載する場合があるため）	○	○	○
(4)	「自己負担上限額管理票」(ピンク色の冊子) ・申請月から過去1年分を確認する場合があります。2冊にまたがる場合は両方持参ください。 ・郵送する場合は、該当ページをご自身でコピーし、同封してください。	○	○	○
(5)	市町村民税所得課税証明書【令和8年度(令和7年分)】 *市役所等で取得できます ・4の表で「市町村民税の算定対象」となっている方の全員分が必要です。(義務教育を修了していない方の分は、原則提出不要) ・源泉徴収票や所得税の確定申告書での代用はできません。 ・生活保護を受給している場合は、提出不要です。 ・課税状況が確認できない場合、自己負担上限額が上位所得となる可能性があります。	—	○※2	○※1または※2
(6)	住民票 *市役所等で取得できます ・発行日から3か月以内のもので、世帯全員と続柄が記載されたもの。	—	—	○
(7)	医療保険の資格情報が確認できる書類のコピー ・4の表の、受給者本人および支給認定基準世帯員の全員分が必要です。 ・以下のいずれかを提出してください。 ①「資格確認書」 ②マイナポータルの資格情報の画面 ③「資格情報のお知らせ」等の保険者から交付された資格情報の記載がある書類(カード型に切り離せる部分がある場合、カード型の部分のみではなくお知らせ全体) ・義務教育を修了していない方の分は、原則提出不要です。(受給者本人の分は必要) ・生活保護を受給しており医療保険に加入していない場合は、提出不要です。	— ↑	— ↑	○※1

【—：省略可】の方であっても、(1)の支給認定申請書に記載されている加入医療保険に変更がある場合は、県において正確にマイナンバー照会を行うため、受給者本人分の、上記①～③のいずれかの書類を窓口を持参（郵送の場合はコピーを同封）してください。

※1：マイナンバー未提供の方の分

※2：市町村民税未申告の方の分

2. 該当者のみ提出する書類

各場合に当てはまる方は、提出してください。

書類の種類	パターン		
	A	B	C
(1) 受給者本人と支給認定基準世帯員全員が市町村民税非課税の場合			
受給者本人が受給している障害年金、遺族年金等の受給額が分かる書類のコピー（令和7年分） （給付決定通知書、入金記録のある預金通帳、年金証書、振込通知書など） ・令和7年に受給がない場合は提出不要です。 ・生活保護を受給している場合は、提出不要です。	(○)	(○)	(○)
(2) 生活保護を受給している場合			
生活保護受給証明書	(○)	(○)	(○)
(3) 世帯内で同じ医療保険に加入している方の中に『特定医療費（指定難病）受給者』または『小児慢性特定疾病受給者』がいる場合			
その方の「受給者証」及び「医療保険の資格情報が確認できる書類」 ・その方のマイナンバーが「提供済」または「今回提供する」場合は、「医療保険の資格情報が確認できる書類」は省略可能です。	(○)	(○)	(○)
(4) 今回、マイナンバーを提供する方がいる場合			
マイナンバー提供書 ＊用紙は窓口で受取または県ホームページからダウンロード ・対象の方の「マイナンバーカード」「マイナンバー通知カード（記載内容に変更がある場合は不可）」「マイナンバー入りの住民票」のいずれかを窓口を持参（郵送不可）のうえ、「マイナンバー提供書」を記入してください。 ※マイナンバー提供【済】であっても、マイナンバーの番号を変更した場合は再度提出してください。（ただし、マイナンバーカードの通常の再発行では、番号は変わりません）	(○)	(○)	(○)
(5) 共済組合に加入し、受給者本人と支給認定基準世帯員全員が市町村民税非課税の場合			
共済組合への情報提供に係る同意書 ＊用紙は窓口で受取または県ホームページからダウンロード ・県ホームページの【記入例】を参考に記入してください⇒ https://www.pref.toyama.jp/120511/nanbyo_kousin.html	(○)	(○)	—



氏名、住所、医療保険、支給認定基準世帯員、生活保護受給、世帯内の指定難病や小児慢性特定疾病の受給者等に変更がある場合は、更新申請と別に、現在お持ちの受給者証の変更手続きも必要です。（申請時に変更があることが分かった場合は、窓口で変更手続きについてご案内します）

3. その他の制度

- ・(1)、(2)に該当する方は、別冊『「軽症者特例」「高額かつ長期」の申請を希望される方へ』（ピンク色）を参照のうえ、申請してください。
- ・(3)に該当する方は、医療機関に臨床調査個人票の作成を依頼する際に、「人工呼吸器」欄も記載してもらってください。

(1) 軽症者特例	
・臨床調査個人票の重症度分類の基準を満たさない場合（軽症）であっても、以下の要件を満たす場合は、 <u>医療費助成の対象</u> となります。 【要件】 月ごとの医療費総額（指定難病に係る医療費）が <u>33,330円</u> を超える月が申請をする月以前の12か月間に、 <u>3か月以上</u> ある場合 (例：令和8年8月に申請する場合、令和7年9月～令和8年8月までの医療費総額が要件を満たす)	
(2) 高額かつ長期	
・階層区分が、一般所得Ⅰ（C1）、一般所得Ⅱ（C2）、上位所得（D）の方で、以下の要件を満たす方は、 <u>自己負担上限額（月額）</u> が軽減されます。（以下【参考】参照） 【要件】 月ごとの医療費総額（指定難病に係る医療費）が <u>50,000円</u> を超える月が申請をする月以前の12か月間に、 <u>6か月以上</u> ある場合 (例：令和8年8月に申請する場合、令和7年9月～令和8年8月までの医療費総額が要件を満たす)	
(3) 人工呼吸器装着者、体外式補助人工心臓装着者	
・該当する方は、 <u>自己負担上限額（月額）</u> が軽減されます。（以下【参考】参照）	
人工呼吸器装着者の場合、①～④の項目全てを満たすことが条件です。	
① 人工呼吸器装着あり	② 一日中施行
③ 離脱の見込みなし	④ 生活状況：部分介助又は全介助

※更新申請と同時に(2)、(3)を申請し、認定となった場合は、更新後の新しい受給者証から自己負担上限額（月額）が軽減されます。現在お持ちの受給者証の自己負担上限額（月額）を軽減したい場合は、変更申請の手続きも必要です。

【参考】自己負担上限額（月額）

階層区分 ※受給者証は 【 】内の 表記となります	階層区分の基準 ※7ページの4の表の 「市町村民税の算定対象」の方の 課税額で算定します。		患者負担割合：2割（現在1割、2割の方は変わりません）		
			自己負担上限額（外来、入院、薬代、訪問看護等の費用）		
			一般	高額かつ 長期(※1)	人工呼吸器等 装着者
生活保護 【A】	—		0	0	0
低所得Ⅰ 【B1】	市町村民税 非課税 (※2)	受給者本人の年収 ～82万6千5百円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ 【B2】		受給者本人の年収 82万6千5百円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ 【C1】	市町村民税 課税以上7万1千円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ 【C2】	市町村民税 7万1千円以上25万1千円未満		20,000	10,000	
上位所得 【D】	市町村民税 25万1千円以上		30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		

(※1) 高額かつ長期：一般所得Ⅰから上位所得の方は、自己負担上限額（月額）が軽減されます。

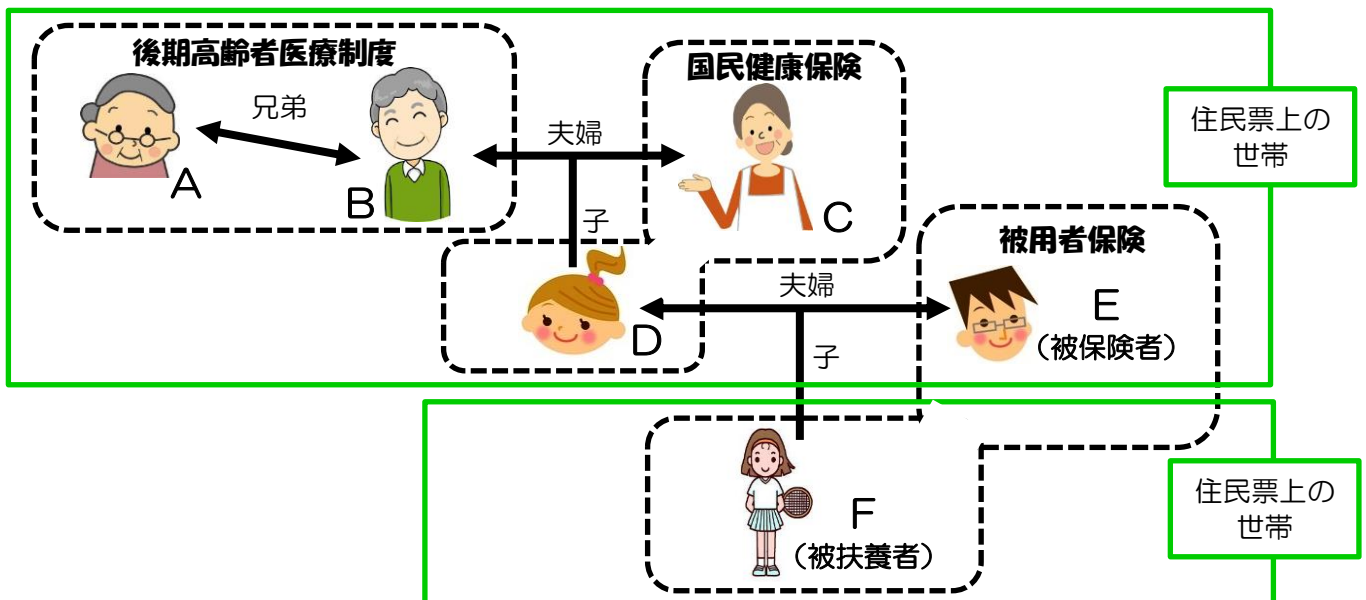
(※2) 市町村民税非課税：均等割と所得割のいずれも非課税の場合を指します。

4. 「支給認定基準世帯員」・「市町村民税の算定対象」について

以下の表で、受給者本人が加入している保険の種別ごとに、「支給認定基準世帯員」に該当する方等をご確認ください。

受給者本人の 保険の種別	支給認定基準世帯員	市町村民税の算定対象
国保 (国民健康保険) ※市町村国保	・住民票上の同一世帯で、 同じ国保に加入している方全員	受給者本人と 支給認定基準世帯員
後期高齢 (後期高齢者医療制度)	・住民票上の同一世帯で、 同じ後期高齢に加入している方全員	
国保組合 (国民健康保険組合)	・住民票上の同一世帯で、 同じ記号・番号の国保組合に加入 している方全員	
被用者保険 ※全国健康保険協会 健康保険組合 共済組合 船員保険 など	・保険の『被保険者』 (受給者本人が被保険者の場合は、 該当なし)	保険の『被保険者』 (ただし、受給者が被扶養者で、 被保険者が非課税の場合は、『被保 険者』と『受給者(被扶養者)』)

<例：以下の家族の場合>



ケース① 受給者が「B」の場合【後期高齢】

⇒「A」が「支給認定基準世帯員」となります。(Bの配偶者「C」は別の保険(国民健康保険)に加入しているため、含まれません)

ケース② 受給者が「D」の場合【国民健康保険】

⇒「C」が「支給認定基準世帯員」となります。(Dの配偶者「E」は別の保険(被用者保険)に加入しているため、含まれません)

ケース③ 受給者が「E」の場合【被用者保険：被保険者】

⇒「支給認定基準世帯員」は無しとなります。

ケース④ 受給者が「F」の場合【被用者保険：被扶養者】

⇒被保険者である「E」が「支給認定基準世帯員」となります。

※いずれの場合も、義務教育を修了していない方は、原則支給認定基準世帯員とみなしません。

※いずれの場合も、税制での扶養・被扶養の関係は問いません。

※住民票上の世帯とは必ずしも一致しません。